

食品安全委員会第979回会合議事録

1. 日時 令和7年4月8日（火） 14：00～14：14

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）「アセチルシステイン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 飼料添加物「アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

(2) ビスフェノールAワーキンググループの設置について（案）

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について〈アセチルシステイン〉

資料1-2 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について〈アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物〉

資料2-1 ビスフェノールAワーキンググループの設置について（案）

資料2-2 食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について（案）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第979回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第979回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は4点ございます。

資料1-1が「食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について〈アセチルシステイン〉」、資料1-2が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について〈アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物〉」、資料2-1が「ビスフェノールAワーキンググループの設置について（案）」、資料2-2が「食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について（案）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが

明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質(対象外物質)「アセチルシステイン」に係る食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料1-1に基づきまして説明いたします。

右下のページでいきますと5ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本件は、第204回肥料・飼料等専門調査会において取りまとめていただきました評価書案を第972回食品安全委員会において報告し、2月19日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

8ページを御覧ください。評価対象物質であるアセチルシステインは、システインのアセチル化誘導体であり、システインの補給を目的として、ブロイラーを除く鶏の飼料に添加される飼料添加物の成分です。

35ページを御覧ください。食品健康影響評価の結果でございます。肥料・飼料等専門調査会で審議した結果、アセチルシステインは飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられました。

国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、最後のページに参考として添付しておりますけれども、期間中に意見・情報はございませんでした。

以上、評価書につきましては、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えています。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアセチルシステインは飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えたということですのでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、飼料添加物「アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物」に係る食

品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料1-2に基づきまして説明いたします。

右下のページ、4ページを御覧ください。本件は、第204回肥料・飼料等専門調査会において取りまとめでいただきました評価書案を第972回食品安全委員会において報告し、2月19日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

6ページを御覧ください。本飼料添加物は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的として、ブロイラーを除く鶏の飼料に添加して使用されます。

10ページの食品健康影響評価を御覧ください。肥料・飼料等専門調査会で審議した結果、アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられました。

国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、最後のページに参考として添付しておりますが、期間中に意見・情報はございませんでした。

以上、本評価書につきましては、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えています。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアセチルシステインを有効成分とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) ビスフェノールAワーキンググループの設置について (案)

○山本委員長 次の議事に移ります。

「ビスフェノールAワーキンググループの設置について（案）」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○井本評価第一課長 それでは、資料2-1を御覧ください。食品安全委員会では、食品安全委員会専門調査会等運営規程第6条に基づき、「委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会に諮って委員会にワーキンググループを置くことができる」とされており、今回、新たにビスフェノールAワーキンググループの設置についてお諮りするものでございます。

まず、1つ目の項のビスフェノールAワーキンググループ設置の趣旨について御説明させていただきます。

平成20年7月8日に厚生労働大臣より諮問のあった「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について（厚生労働省発食安第0708007号）」は、平成20年7月10日開催の第246回食品安全委員会において、器具・容器包装専門調査会にて審議することとされました。

ビスフェノールAについては、平成20年8月27日開催の第10回器具・容器包装専門調査会において、特に生殖発生毒性に関する評価が重要であること等から、器具・容器包装専門調査会の直下にワーキンググループを置くこととされました。

平成20年9月25日から平成22年5月26日にかけて計9回の審議が行われ、平成22年5月26日開催の第9回ワーキンググループにおいて「中間とりまとめ」が取りまとめられたところでございます。

本中間とりまとめ結果につきましては、平成22年7月7日開催の第13回器具・容器包装専門調査会において審議が行われ、その結果、BPAについては、低用量の影響に関する知見が不足していたことなどから、耐用摂取量の設定が困難であるとされ、今後の必要な知見が集積された後に最終的な評価を取りまとめることとされたところです。

その後、中間とりまとめが行われていることを踏まえまして、平成30年4月3日開催の第691回食品安全委員会におきまして、生殖発生毒性等に関するワーキンググループを廃止されてございます。

中間とりまとめ以降、食品安全委員会では、中間とりまとめで出された今後の課題に対応すべく、調査事業及び研究事業を活用しまして、科学的知見の収集等の対応を行ってまいりました。また、米国におきましては、米国国立環境健康科学研究所、米国国家毒性プログラム及び米国食品医薬品局の共同で、BPAの低用量影響に関する検討のためのいわゆるCLARITY-BPAプログラムが実施されております。欧州におきましても、欧州食品安全機関（EFSA）が低用量影響に着目した再評価が開始されるなど、諸外国においても、BPAに関するリスク評価が進められている状況でございました。

こうした中で、欧州におきまして、再評価が近年行われたことを踏まえまして、令和7年2月3日に第58回器具・容器包装専門調査会を開催し、今後の進め方について議論を行

われたところでございます。

その結果、課題としていた低用量ばく露による影響に関しまして、現在必要な情報が入手可能な状況になったため、当該分野につきまして専門性の高い専門家に参集いただき、議論を再開すべきではないかとの結論に至った状況でございます。

その後、本調査会での結論を踏まえ、令和7年3月25日の第977回食品安全委員会におきまして、BPAについては、特定の分野について集中的に審議を行う必要がある案件に該当するのではないかとの意見が出されまして、これを受け、食品安全委員会に、ビスフェノールAワーキンググループを設置することとされたものでございます。

なお、ワーキングの設置に伴い、器具・容器包装専門調査会においては、ワーキングの所掌事務に係る事務の調査審議は行わないこととするを申し添えます。

続きまして、2.の所掌事務でございます。先ほど述べましたように、本ワーキンググループでは、ビスフェノールAの食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行うものとしてございます。

3つ目の項ですが、構成及び運営を御覧ください。こちらは既に設置されております他のワーキンググループとおおむね同じ内容となっております。(1)から(5)におきましては、座長や専門委員の指名の話、それから座長が互選で選任されること、座長の役割としてワーキングの事務を掌理すること、座長に事故がある場合にはワーキングの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理すること、座長が指名されるまでは、委員長が座長の職務を行うといったことが記載されてございます。

(6)は議事録を作成するもので、その内容について規定されてございます。

(7)は座長がワーキングの会議を招集し、議長となること。

(8)は委員はワーキングに出席することができること。

(9)は専門参考人についての規定。

(10)は議事は原則として公開することとしておりますが、公開しない場合についての取扱いに関する規定についての記載。

(11)はワーキングに参加する委員についての利益相反等についての規定の内容。

(12)はワーキングの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告すること。

(13)については、食品健康影響評価の目途に関する記載となっており、令和9年度末にめどとして食品健康影響評価を完成することとし、調査審議の途中経過についても、必要に応じて食品安全委員会に報告することとしており、(14)につきましては、ワーキングは、食品健康影響評価を完了したときは、食品安全委員会に報告し、廃止することとしてございます。

4つ目の項はその他となっており、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングに諮って定めることとしてございます。

今回御了承いただきましたら、5の施行日のところでございますが、本日、4月8日をもちまして、ワーキンググループを設置できればと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件につきましては、資料2-1のとおり、委員会の下にビスフェノールAワーキンググループを設置することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおりワーキンググループを設置することにいたします。

また、本ワーキンググループに所属する専門委員につきましては、この決定に従って、追って私が指名することといたします。

なお、本ワーキンググループの担当委員につきましては、資料2-2を御覧ください。資料2-2にありますとおり、頭金委員を主担当に、浅野委員及び祖父江委員を副担当に、小島委員を出席委員にすることとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、担当委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、4月15日(火曜日)14時から開催を予定しております。

また、9日(水曜日)10時から「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」が、11日(金曜日)14時から「農薬第四専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第979回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。